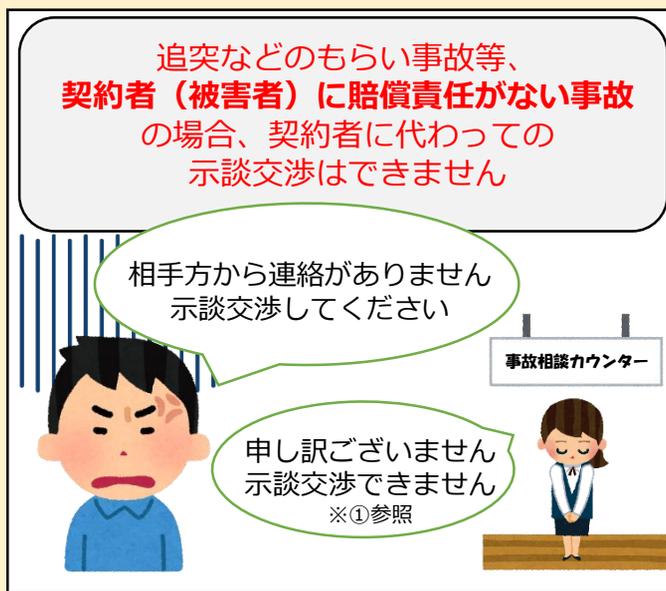




弁護士特約



本特約はオプション（任意付帯）です。



(※①) 被共済者に過失のない事故の場合、被共済者には賠償義務がなく、

当会が代位して弁済を行わないため示談交渉はできません。

(※②) 共済期間：1年間、年一括払の場合。

詳しくは裏面へ

特約共済掛金：2,400円 (共済期間：1年間、年一括払の場合)

このようなときに任せて安心！

もらい事故などで被害にあった場合、弁護士等^(※)への依頼費用・訴訟費用・和解もしくは調停に要した費用をお支払いします。

(※) 司法書士・行政書士を含みます。

弁護士費用：被共済者1名につき

300万円まで

+

法律相談料：1事故につき

10万円まで

事例① 横断歩道歩行中に車にはねられた

横断歩道を歩行中に信号無視をした車にはねられた。相手方との対応を弁護士に依頼したい。

事例② 赤信号で停車中に後方から追突された

赤信号で停車中に後方より相手車に追突され、首を痛めた。搬送された病院では今回の事故が原因ではないと言われ、地元の病院では今回の事故が原因と言われた。相手方は搬送先の病院の意見を根拠に、治療費を払わないため、弁護士に依頼したい。

事例③ 赤信号で停車中に自転車がぶつかってきた

赤信号で停車中に、よそ見をしていた自転車がぶつかってきた。後日、いくら連絡をしても、自転車の運転者が自動車の修理代を払ってくれないので、弁護士に相談したい。

上記のような事例で、被共済者が、自動車事故によりケガをされた場合、または、自動車によって所有・使用または管理する財物を壊されてしまった場合で、相手方に法律上の損害賠償請求をするために弁護士・司法書士または行政書士に依頼した場合、共済金をお支払いいたします。

この特約の対象になる方

- 記名被共済者
- 記名被共済者の配偶者
- 記名被共済者またはその配偶者の同居の親族
- 記名被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ご契約の自動車に乗車中の方
- ご契約のお車の所有者

※ 個人契約で複数台の自動車を所有される場合、弁護士特約を1台に付帯することで、左記 の枠内の方は、すべての自動車事故において本特約が適用されます。

なお、法人契約の場合すべてのご契約に対し本特約を付帯する必要があります。

※ 内は個人契約の場合のみ

万一の故障の際は…

ロードサービス専用コールセンター

0120-13-3219

24時間365日 通話料無料

(提携会社：(株)プライムアシスタンス)

※ロードアシスタンス特約によりご利用いただけます。

万一の事故の際は…

夜間休日事故受付コールセンター

0120-258-340

平日夜間(17時～翌朝9時)、土日祝日 通話料無料

(提携会社：(株)プライムアシスタンス)

※平日9時～17時はご契約の取扱組合宛にご連絡ください。

● 取扱組合

長崎県火災共済協同組合

〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1 (長崎商工会館8階)

☎ 095(822)9695 FAX 095(822)9637

● お問い合わせ・お申込み先

このチラシは自動車総合共済MAPの弁護士特約の概要を記載したご案内文書です。詳細につきましては、取扱組合または取扱代理所へお問い合わせください。なお、共済金をお支払できない場合等につきましては、自動車総合共済約款及び重要事項説明書、自動車総合共済パンフレットをご確認ください。

元受団体：  全日本火災共済協同組合連合会 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-11-2

2020.10